

第4専攻 法律翻訳のマーケット

世の中のグローバル化に伴い、一国を超えてのリーガル問題への対応が必要となり、これに伴い、リーガル翻訳のマーケットも拡大しています。

リーガル翻訳は、他の翻訳例えば文芸翻訳とどう違うのか、どちらも単に英語を日本語、或いは日本語を英語に変えるだけではないのか、と言う人もおられるでしょう。文芸翻訳との違いは後述するとして、最初にリーガル翻訳とは何か、その特徴等を述べてみたいと思います。

1. 一般的にリーガル翻訳には大きく分けて三つの種類があると言われております。

一つ目は、「法律翻訳」と言われているものです。これには以下のような文書の翻訳が含まれます。

- ・ 法律、条例、規則等法律に関する文書
- ・ 訴状・召喚状・判決文、供述書、論述書、判決文等裁判関係文書
- ・ 海外法令文書、海外での訴訟関係文書
- ・ 海外ビザ申請書類

二つ目は「法務翻訳」と言われるものです。これには以下のような文書が対象となります。

- ・ 会社定款、社内規則、会社登記関係書類、就業規則
- ・ 所得証明等証明書類
- ・ 各種契約書、L/I, MOU, M&A 等ビジネスに係わる法律文書

三つ目は「内部統制に関連する文書」の翻訳で、最近増加傾向にあります。

- ・ コンプライアンス関係、秘密保持等

2. 次にリーガル翻訳の特徴に触れてみたいと思います。

最初に言えることは、当然のことながら法律用語 (Legal Terms) を使用しているということです。法律用語 (Legal Terms) には、一般用語 (General Terms) と同じ語でありながら意味が違うものがありますので注意を要します。幾つかの例を挙げると、

- ・ action 「行動」 → 「訴訟」
- ・ Act of God 「神の行為」 → 「天変地異」
- ・ consideration 「考慮」 → 「対価、約因」
- ・ damages 「損害」 → 「損害賠償」
- ・ goodwill 「善意」 → 「のれん」「営業権」

- ・ party 「宴会」 → 「当事者」
- ・ performance 「興行、成績」 → 「義務の履行」
- ・ personal property 「個人的財産」 → 「動産」
- ・ service 「奉仕、業務」 → 「(訴状、召喚状等の) 送達」、等です。

次に言えることは、多くの場合、人を主語にした文体が基本になっている。即ち、「売主」「買主」「賃貸人」「借借人」等の契約当事者が主語になっているという点です。

更に、権利・義務・許可・禁止等助動詞による表現が頻繁に行われ、特に契約書・規則等では、原則的に shall, shall not, be entitled to, may, must の5つを使って表現しております。

又法律文は、解釈が異なり、誤解を招くことがないように万全を期すことが肝要なので、単文で書かれることは少なく、多くの場合 provided , if, unless 等を使った複文となっており、且つ修飾が長くなっております。

例えば、I give you this apple. というありふれた文章を法律文的に書き換えると以下のようになります。

I give you this apple.

↓

I, the undersigned, being an adult and having sound mental capacity, hereby give, assign, and transfer to you the whole and every part and parcel of, including but not limited to the stem, skin, calyx, pulp, juice, cell, and seeds, together with each and every right, title, and interest with regard thereto to eat, consume, dispose of, divide, share, alter, mix, proliferate, or undertake in regard thereto any and all acts that you decide to be necessary in connection therewith, this apple.

以上が一般的に言われる法律文の特徴です。

この特徴を踏まえて、他の翻訳(特に文芸翻訳)との相違点を挙げると以下のようになります。

・リーガル翻訳

「限定された読者層」、「定訳・ルール」、「原文と翻訳文とがequivalent」、「複数の人間による翻訳」

・文芸翻訳

「一般人が読者層」、「ニュアンス・情緒的・言語的な流れ」、「文才・ひらめき」、「行間を読む」「1人で翻訳」

これでお分かりのようにリーガル翻訳は、人間の感性、情緒等全くありません。ひたすら

以下の七つの条件を遵守した翻訳と言えるでしょう。

- ・ 正確性-exactness
- ・ 厳密性-rigidity
- ・ 読みやすさ-readability
- ・ 簡潔性-conciseness
- ・ 明快性-clarity
- ・ 首尾一貫性-consistency
- ・ 直接性-directness

3. ここでリーガル翻訳の必要性について触れてみたいと思います。

先ず言えることはボーダレスに伴う法律サービスの国際化・複雑化です。

M&A等、ビジネスの世界では、グローバルレベルでのビジネス上の競争が台頭し、日本企業のグローバル化、大型化は、翻訳のプロフェッショナルとしても、仕事に幅が出来て、ビジネスチャンスが大きく広げてくれるものになっております。

翻訳家が担う役割もビジネスの世界でより重要な責任を負うものとなってきております。特に、各種機密文書、契約書等の翻訳の需要は今後も増加することが予想されます。これらの文書の翻訳については、各翻訳者も自身の法的責任をきちんと自覚し、必要であれば法的対策をも事前にとっておくことが必要になるでしょう。

法律業務の複雑化による法的サービスの専門化も重要なポイントです。

法律の国際化、複雑化が進むにつれ、弁護士だけでなく、法律を専門とする翻訳の世界でも専門性が要求されております。単なるリーガル・トランスレーターではなく、一步踏み込み、専門の法律分野に特化したリーガル・トランスレーターの需要が高くなってきております。

生産性の効率化と業務のスピード化による分業化も進んでいます。

ボーダレスが進んだビジネスの世界で発生しうる法的問題の中で、知的財産権の訴訟準備、M&A、事業再編の法的サービスなどの分野では、膨大な量の情報処理を決められた期間に行うことが必須となっております。当事者である企業も、法的サポートを提供する大手弁護士事務所も、とても自社スタッフだけでは対応出来ず、決められた期間内に大量の情報を正確かつ迅速に処理しつつ、法的戦略を立て、クライアントが求める質の高い法的サービスを提供するため、多くの事務所では、弁護士資格を持つスタッフと、弁護士資格を持たないスタッフのチームを組む分業化が進んでおります。翻訳チームについても同様で、弁護士事務所が、専門性を持つリーガル・トランスレーターを必要とする機会は今後も増加が見込まれております。

リーガル翻訳市場の市場規模ですが、一般的に日本の翻訳市場は約3,000億円、2,0

00社、フロと呼ばれる翻訳者は約3万人、業種別には、IT、金融、特許、医薬、メーカーが多く、このうち約15%がリーガル翻訳とされています。リーガル翻訳に限らず翻訳を組織内で行うケースは極めて多く、外注に出すのは組織内で処理出来ない場合が殆どと言われてはおりますが、それでも上記の金額の市場規模にはなっております。因みに、リーガル翻訳の場合、弁護士事務所、企業の法務部・海外に関係する部門等が主な発注先ですが、最近では他に官公庁、企業の金融に関する部門、技術関係の部門等からの翻訳依頼も増えております。

リーガル翻訳の種類については、先に述べましたが、実際には契約書関係が一番多く、具体的には、売買契約書、ライセンス契約書、代理店契約書、業務委託契約書、合併事業契約書、秘密保持契約書、JV契約書等、又契約書以外では、定款、社内規則、議事録等の翻訳も数多くあります。他にアメリカの法律の日本語訳、日本の法律、条例等の英語翻訳も需要もあります。

リーガル翻訳を学ぶ上で以下の三つが必要です。一つ目が基礎的な英語力を有すること、二つ目が、上述したリーガル翻訳の特徴、特にルール、定訳を覚え込み、パターン化すること、そして三つ目が、基礎的な法律知識を有すること、です。

これを更に詳しくリーガル翻訳に必要な要因として箇条書きすると以下のようになります。

- 1) 英語力を身につけて下さい。目安は、TOEIC 800点程度です。ニューヨーク・タイムズ、CNN、ウォール・ストリート・ジャーナル等の記事を、辞書を引かずに読解できる程度の英語力を有することが望ましいです。
- 2) 基礎的な法律知識、即ち、日本及び米国の法律の基礎、法律用語を習得して下さい。
- 3) 翻訳の正確さと迅速さが常に求められるので、これ等に対応できる柔軟さと順応力が求められます。
- 4) 専門性も出来るだけ身につけて下さい。例えば、アメリカの法規です。日本の企業がアメリカへ進出する際に一番最初に触れる米国法は、会社法、税法、労働雇用法、金融法、企業コンプライアンス、移民法等の分野ですがこれらについての基礎知識があれば、顧客により正確な翻訳を提供することが可能になります。
- 5) ITへの対応力です。ワード、エクセル、パワーポイント、Adobe等のソフトウェア使いこなせるスキル及び翻訳支援ソフトに関する基礎的な知識は是非とも身につけて下さい。
- 6) そして、当然のことながら、日本語の知識も十分身につけて下さい。

4. 最後に、リーガル翻訳の将来性、仕事の見つけ方です。

将来性については、上述のように大いに有りと言えるでしょう。仕事の見つけ方については、

あらゆる可能性のあるところにアンテナを張り巡らし、たとえ条件が悪くても、可能な限り引き受けて実績を積み重ね、信用を得ることが重要です。

仕事の見つけ方を具体的に申し上げると以下のようなになるでしょう。

1. 弁護士事務所や企業から求人のかかるプロジェクトベースでの求人
2. 翻訳求人専用サイトの活用（Proz.com, 各国の翻訳協会のコンタクト・リストへの登録等）
3. 翻訳会社のトライアルへの挑戦
4. 自身のネットワークの開拓（あらゆる機会を捉え自分自身を売り込んで下さい。）